

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

つるぎ町では、平成26（2014）年度に「つるぎ町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。

「子ども・子育て支援事業計画」は、幼児期の教育・保育の充実等をめざす「子ども・子育て支援法」に基づき市町村が策定する計画で、本町では、それまで策定していた「次世代育成支援行動計画」の後継計画の位置づけをもつものです。

令和元（2019）年度に同計画の計画期間が満了することから、同計画の推進状況をふまえ、町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、「第2期つるぎ町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第60条の「内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえ、同法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、令和元年には「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。本計画を子どもの貧困対策計画と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

（2）関連計画

本計画は、本町の上位計画である「第2次つるぎ町総合振興計画」（平成28（2016）年度～令和6（2024）年度）の個別計画の性格を有し、同計画と整合を図りながら策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4 計画策定の体制と経緯

（1）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「つるぎ町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

（2）アンケート調査の実施

計画の策定に先立ち、つるぎ町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、平成31年1月に、就学前児童や小学生の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童用	181 票	137 票	75.7%
小学生用	194 票	174 票	89.7%
合計	375 票	311 票	82.9%

（3）パブリックコメントの実施

町民の皆様から計画に対するご意見等をいただくしくみとして、パブリックコメントを実施しました。